

10 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山 202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第123号を発行させていただきます。

中秋の名月を住んでいるところから歩いていける淀川の堤防に眺めに行っておりました。天気がよくとても綺麗にみることができました。

今月は近江八幡市・東近江市に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R5年10月酒税改正**について、**インボイス制度（免税事業者との取引）**について 書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。



（写真は、五個荘金堂の町並み（近江商人屋敷）を撮影した写真です）

2 R5年10月酒税改正 について

H29年税制改正の説明をさせていただいた時に酒税改正について書かせていただきましたが、それからだいぶ期間があいておりますので、再度今回の改正について簡単にご説明させていただきます。

ビール系飲料

（注）税率は1KL当たり 青字は350ml換算

	ビール	発泡酒*	新ジャンル
R5.9月 まで	20万円 70円	13.425万円 46.99円	10.8万円 37円
R5.10 月	18.1万円 63.35円	13.425万円 46.99円	13.425万円 46.99円
R8.10 月	15.5万円 54.25円	15.5万円 54.25円	15.5万円 54.25円

*麦芽比率25%未満の発泡酒に係る税率

ビールの税率は、10月から350ml缶1本につき、**酒税が6.65円下がり、63.35円**になっています。

発泡酒の税率は、**変更なく、酒税は、46.99円**です。

新ジャンル（第3のビール）は、10月から350ml缶1本につき、**酒税が9.99円上がり、46.99円になり発泡酒と同じ酒税**となっています。

ビールを飲む方にとってはうれしいですが、新ジャンル（第3のビール）を飲む方にとっては嫌な改正となっております。

清酒・果実酒

(注) 税率は1KL 当たり

	清酒	果実酒*
R5.9月まで	11万円	9万円
R5.10月	10万円	10万円
R8.10月	10万円	10万円

清酒の税率は、10月から1KLにつき、**酒税が1万円下がり、10万円**になっています。

果実酒（ワイン）の税率は、10月から1KLにつき、**酒税が1万円上がり、10万円**になっています。

日本酒を飲む方にとってはうれしいですが、果実酒（ワイン）を飲む方にとっては嫌な改正となっております。

チューハイ等

(注) 税率は1KL 当たり 青字は350m l 換算

	チューハイ等	低アルコール蒸留酒類等*
R5.9月まで	8万円 28円	8万円 28円
R5.10月	8万円 28円	8万円 28円
R8.10月	10万円 35円	10万円 35円

*低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率（下限税率）

チューハイについては、今回は酒税の変更はなく、**R8年10月に増税される予定**です。



（写真は、五個荘金堂の町並み（近江商人屋敷）を撮影した写真です）

【参考文献】

・財務省発行リーフレット 「平成29年度税制改正」

3 インボイス制度（免税事業者との取引）について

今月からインボイス制度が始まりましたが、まだ理解されている方が少ないと思われますので、定期的にインボイス制度についてご説明させていただきます。

今回は、免税事業者との取引を取り上げます。

1 免税事業者等との取引で仕入税額控除はできますか。

インボイス制度では、**インボイス発行事業者以外**の者である消費者・免税事業者・インボイス登録を受けていない課税事業者（免税事業者等）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要なインボイスの交付を受けることができないため、**仕入税額控除を適用できません**。

ただし、インボイス制度開始のR5年10月1日から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる「経過措置」があります。

上記の経過措置については、以下で説明させていただきます。



（写真は、近江商人屋敷で撮影した写真です）

2 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（経過措置）はいつまで適用できますか。

経過措置を適用できる期間及び控除割合は、
「R5年10月1日からR8年9月30日までは仕入税額相当額の80%」、
「R8年10月1日からR11年9月30日までは仕入税額相当額の50%」
となります。

R11年9月30日を過ぎると、免税事業者等からの課税仕入れの全額について、仕入税額控除ができなくなります。

上記の経過措置の適用を受けるには、一定の要件が必要になります。その要件については、以下で説明させていただきます。



（写真は、近江商人屋敷で使われていた蓄音機や電話の写真です）

3 経過措置の適用要件を教えてください。

経過措置の適用を受けるためには、一定の事項が記載された「帳簿」及び「請求書等」の保存が必要です。
帳簿については、下表のとおり、通常の記載事項に加え、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要です。

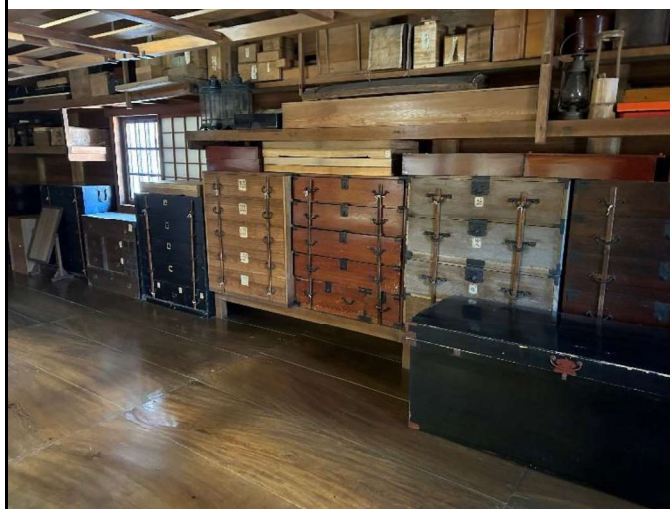
「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載については、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法があります。そのほか、例えば、経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を付し、その記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕

入れである旨」として別途「※（☆）は80%控除対象」など并表示する方法も認められます。

【経過措置の適用を受けるための帳簿の記載事項】

①	課税仕入れの相手方の氏名又は名称
②	課税仕入れを行った年月日
③	課税仕入れに係る資産又は役務の内容（課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）及び経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨
④	課税仕入れに係る支払対価の額

上記の経過措置の適用を受けるための記載については、税理士事務所ごとに記載方法を統一していることが多いかと思います。丙事務所でも記載方法を統一させていただこうと考えておりますので、近いうちにご説明させていただく予定にしております。



（写真は、近江商人屋敷で使われていた筆筒の写真です）

4 経過措置の適用を受けるには、一定の事項が記載された帳簿の他に請求書等の保存が必要とあります。請求書等の記載事項を教えてください。

現行の区分記載請求書等と同様の記載事項が必要です。具体的には下表のとおりです。

**免税事業者等から受領した請求書等について、
「資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨」
及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の記載がない場合に限り、受領者が自ら請求**

書等に追記して保存することが認められます。

【経過措置の適用を受けるための請求書等の記載事項】

①	書類の作成者の氏名又は名称
②	課税資産の譲渡等を行った年月日
③	課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
④	税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
⑤	書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

今回は、インボイス制度のうち免税事業者との取引上留意すべき事項をご説明させていただきました。

インボイス制度が今月開始されたばかりですので、どうすればいいのか分からないことが出てくると思いますので、その都度丙事務所にご連絡いただきましたら、対応方法をご説明させていただきます。

今回の説明で、帳簿や請求書等の保存方法を取り上げさせていただきましたが、これ以外に会計ソフトへの入力方法もこれまでとの違いが出てきます。これまでと入力方法がかわってくる事業所のうち、丙事務所が使用している会計ソフトを使用いただいている事業者につきましては、今後丙事務所からご連絡させていただき、具体的な入力方法をご説明させていただく予定にしております。

インボイス制度につきましては、今後も定期的に取り上げていく予定にしております。

【参考文献】

- ・週刊税務通信No.3768 「これだけは知っておきたいインボイス制度 Q&A⑦」



（写真は、近江商人屋敷の外観の写真です）

4 編集後記

今回の事務所便りに掲載している写真は、9月上旬に滋賀県東近江市の撮影した写真です。五個荘金堂の町並み（近江商人屋敷）の雰囲気がよくゆっくりと徒歩で散策してみたかったのですが、暑い時期だったので、速足での散策になってしまったのが、残念です。

滋賀県の東近江市と近江八幡市に行ったのは、以前に体験した手漕ぎ舟での琵琶湖の水郷めぐりが気に入って、夏の時期に水郷めぐりをしてみたかったからです。

暑かったですが、静かななか心地より風を感じながら飲む缶ビールは最高でした。



左の写真は、安全なところで船頭さんの指導を受けながら手漕ぎ舟を少しだけですが、漕がせていただいた時の写真です。最初はまっすぐに進むことができず、漕ぐごとに進路が左右にブレてしまっていました。とても難しかったです。また別の季節に水郷めぐりをしたいと思っています。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。